

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定による認定申請案内

(セーフティネット保証－国の指定業種・売上高等の減少)

大和市 産業活性課

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入をご希望の場合、信用保証協会等への申込に当たって、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 本店登記場所が本市内の法人、または主たる事業所が本市内の個人事業者

認定要件 以下の2要件全てを満たすこと

- 1 国が指定した業種に属する事業（以下、指定業種）を営んでいること
- 2 売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期と比較して**5%以上**減少していること

認定パターン	要件1		要件2
パターン①	営んでいる事業の全てが指定業種である事業者		(a) <u>全体の最近3ヶ月</u> の売上高等が前年同期と比べて 5%以上 減少
パターン②	指定業種以外の事業も営んでいる事業者	主たる事業（最近1年間の売上高が最大の事業）が指定業種である場合	(a) <u>全体の最近3ヶ月</u> の売上高等が前年同期と比べて 5%以上 減少 (b) <u>主たる事業の最近3ヶ月</u> の売上高等が前年同期と比べて 5%以上 減少
パターン③		主たる事業（最近1年間の売上高が最大の事業）が指定業種以外の事業である場合	(a) <u>全体の最近3ヶ月</u> の売上高等が前年同期と比べて 5%以上 減少 (b) <u>指定業種の最近3ヶ月</u> の売上高等が前年同期と比べて減少 (c) (a)の <u>全体の</u> 前年同期の売上高等に対する、(b)の <u>指定業種の</u> 減少額の割合が 5%以上

※ 「最近3ヶ月」：原則、申請前月までの3ヶ月

例) 8月申請の場合、5月、6月、7月

未集計の場合に限り、**最大6ヶ月前**からの起算でも可

例) 8月申請で5月以後未集計の場合、2月、3月、4月からの起算でも可

※ 「5%以上」：申請者は端数処理(四捨五入、切り上げ、切り下げ等)可。

ただし端数処理前が5%未満の場合申請不可

例) 端数処理前の計算結果が4.9999%の場合、**申請不可**

申請に必要な書類

以下の必要書類の内、市所定の書式は大和市役所 産業活性課 HP から取得できます。

必要書類		備考
1	認定申請書（市所定の書式）	法人実印（個人事業者にあつては個人の実印）の押印及び <u>捨印の押印をお願いします。</u>
2	月別売上高等の推移（市所定の書式）	
3	・履歴事項全部証明書の写し（法人） ・直近の確定申告書及び青色申告書の写し（個人事業者）	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの（目安は発行から3ヶ月以内）
4	業種が確認できる書類（いずれか1点 写し可）	例） 確定申告書控（「事業種目」があるページ）、法人事業概況説明書（「事業内容」があるページ）、許可業種の場合は許可証、登記簿謄本等
5	最近3ヶ月間及び前年同期の3ヶ月間の月別売上高等が確認できる書類（いずれか1点 写し可）	例） 試算表、法人事業概況説明書（「売上高等の状況」があるページ）、売上台帳等 ※兼業者の場合は本件申請に用いる指定業種の売上高等が確認できる書類も必要

※認定申請書に記入した市内事業所の所在地が上記「3」の書類に記載されていない場合は、所在地を確認できる書類が別途必要です。詳しくはお問合せください。

認定書の交付

認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。また、書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。※添付書類原本を同時に返却

注意点

- 1 現在の指定業種については中小企業庁 HP でご確認下さい。（定期的に変更されます）
- 2 自社の事業がどの業種に該当するか、およびその業種番号をあらかじめご確認下さい。総務省統計局 HP の『[日本標準産業分類](#)』等で確認できます。

認定の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。

例) 4月15日認定→同年5月14日まで

また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が確約されるものではありません。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金(除祝日等)の8:30～11:50、13:00～17:00